

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年7月20日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
文書館	平成24年4月10日
消防学校	平成24年4月13日
県税事務所	平成24年4月18日
国際課（パスポートセンター）	平成24年5月15日
広聴広報課	”
職員課（健康管理室）	”
県民活動・男女共同参画課（県民室・消費生活センター）	平成24年5月16日
青年センター	”
危機管理課	”
税務課	平成24年5月18日
人事・行革課	”
秘書課	”
財産経営課	平成24年5月22日
総務学事課	平成24年5月23日
総務事務集中課	”
人権・同和政策課	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

(ア) 広告事業収入について、契約書で定めた納期を過ぎて、納入通知書を発行していた。（総務事務集中課）

(イ) 差押徴収した現金の紛失について、役割分担を明確にするとともに、情報の共有化を徹底する必要がある。（県税事務所）

(ウ) 現金収入のうち、釣銭として留め置いた金額について、調定の時期が10か月遅れていた。
(青年センター)

イ 委託契約について

(ア) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の指定管理に関する事業計画等について、事業年度開始前に提出することとなっているが、事業年度開始後に提出されていた。また、委託料は事業計画等の承認後に請求することとなっているが、承認前に請求されているものがあった。

(総務学事課)

(イ) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の指定管理に関する事業報告について、承認を行っていなかった。(総務学事課)

(ウ) 軽油流通情報管理システム運用委託業務など、契約の履行が完了する前に支出命令をしているものがあった。(税務課)

ウ 物品の管理について

(ア) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。(県税事務所)

エ 外郭団体の検査について

(ア) 外郭団体に対して、毎年度立入り検査を実施する必要があるにもかかわらず、実施されていないかった。(県民活動・男女共同参画課)

(イ) 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(危機管理課)

(3) 検討指示事項

経費節減と事務処理負担の軽減のため、公用自動車の車検及び法定点検事務の取扱い窓口の一元化について、検討する必要がある。(総務学事課)